

企画提案公募型事業者選定実施要領

【通所型短期集中予防サービス事業業務委託】

募集告知	令和7年5月19日（月）
参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限	令和7年6月 2日（月）午後3時
応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答	令和7年6月 9日（月）（予定）
企画提案書等提出期限	令和7年6月16日（月）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和7年6月23日（月）（予定） 令和7年7月 7日（月）（予定）
選定結果通知予定時期	令和7年7月中旬（予定）
契約締結予定時期	令和7年9月上旬（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所 3 階

中野区地域支えあい推進部地域包括ケア推進課介護予防推進係

TEL 03-3228-8949

E-mail kaigoyobou@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

本事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項）におけるサービス・活動事業のうち通所型の短期集中予防サービスとして、3～6か月の短期間で日常生活動作の低下防止を図り継続的な運動が行えるよう指導するとともに、生活機能全般の活性化につなげていく。あわせて本事業に参加することで高齢者同士の交流を促進し、閉じこもり予防・孤立化防止を図ることを目的とする。

参加者が要支援等になる前の生活に戻ることに、もしくは可能な限り元の生活に近づくことを目指し、早期に短期的・集中的に関わっていく。参加者自身が元の暮らしに戻るための日々の暮らし方を知り、意識的に自分の健康を管理する力（セルフマネジメント力）を高めることで、日常生活における自立を再獲得（リエイブルメント）することを目的とする。事業卒業後はセルフマネジメントの実践や社会参加等を通じて、その人らしい自立した生活を維持できることを目指す。

この事業の実施については事業者への委託によることとし、事業者の選定にあたっては、企画提案型事業者選定方式を採用し、運動器の機能向上の効果を上げるための創意工夫等を中心に、事業者の信頼性・社会性、見積額等を併せて総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

2 委託内容

通所型短期集中予防サービス事業業務委託

（詳細は、別紙仕様書のとおり）

※なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っていると中野区が判断した場合は、次年度以降について契約を行う場合がある。なお、初年度の実施時期は第4四半期のみとし、更新の場合、2年度目以降は年間を通して実施期間とする。

4 公募する実施圏域及びコース数

鷺宮圏域 1コース

5 委託料

委託料（非課税）の予定価格は、次の表のとおりとする。

※消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の定めにより非課税とする。

区分	予定価格（非課税）
1コース（全12回）	750,000円

※委託経費見積額がこの表の予定価格を超えた場合は、失格とする。

※予定価格とは、委託経費の概算見積額をいう。

6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は

失格とする。

- (1) 東京都内の区市町村において同種業務(※)を現(令和7年度)に受託している、または、過去3年間(令和4年度～6年度)に受託した実績があること。(契約書等で確認できるものに限る。)

※ 同種業務とは、短期集中予防サービスCまたは旧介護予防事業における二次予防事業に係る業務のことをいう。

なお、上記の実績について内容を確認できるもの(契約書等の写し)を添付すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。
- (3) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (4) 中野区契約における暴力団等排除要綱(2012年中野区要綱第148号)に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 公租公課の滞納がないこと。
- (7) 定款を有すること。

7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス(L o G o フォーム)により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）	書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	① 参加表明書	様式1号	PDFファイルを電子添付	令和7年6月2日(月) 午後3時まで
		② 事業者申告書	様式2号		
		③ 業務実績等調査票	様式3号		
		④ 書類提出日前3か月以内に発行された法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	PDFファイルを電子添付	
		⑤ 書類提出日前3か月以内に発行された法人の印鑑証明書	—	PDFファイルを電子添付	
		⑥ 法人の概要（様式は任意。パンフレット等があれば添付）	—	PDFファイルを電子添付	
		⑦ 直近3期分の法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	—	PDFファイルを電子添付	
		⑧ 法人の定款	—	PDFファイルを電子添付	
	任意	※ 質問書（ある場合のみ）	質問書様式	Excelファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	⑨ 参加申込書	様式4号	PDFファイルを電子添付	令和7年6月16日(月) 午後3時まで
		⑩ 企画提案書（表紙・本文）	様式5号		
		⑪ 見積書	様式6号		

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（LOGOフォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類PDF添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、FAXまたは電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousya-sentei-bosyu/index.html> （右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和7年5月19日（月）
～令和7年6月2日（月）午後3時必着

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和7年6月16日（月）午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。令和7年6月9日（月）までにいずれの連絡も届かない場合は、地域支えあい推進部地域包括ケア推進課介護予防推進係（電話：03-3228-8949）へ連絡すること。

（3）注意事項

- ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。
- イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。
- ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。
- オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。
- カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

（4）企画提案書の作成における注意事項

- ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何にかかわらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。
- イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。（例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む）なお、そのような記載があった場合には受理しない。
- ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。（提案書別紙①及び②は10ページ以内に含めない。）
- エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。
- オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

（5）提出書類の審査

前記（2）によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

- ア 電子申請サービス（Log o フォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。
応募資格審査結果は、令和7年6月9日（月）までに電子メールにより通知する。
なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。
- イ 上記アの通知後、電子申請サービス（Log o フォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。
提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和7年6月23日（月）までに電子メールにより通知する。
なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「7（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（L o G o フォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和7年5月19日（月）から令和7年6月2日（月）午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和7年6月9日（月）までに、前記「7（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

9 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和7年6月23日（月）

(2) ヒアリングの実施（予定）

令和7年7月7日（月）

(3) 場所

中野区役所

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

10 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和7年7月中旬に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

ア 交渉順位の上位者から順に、本件対象となる1コースの契約締結候補者を決定する。

イ 当該事業者の辞退または協議が整わない等の理由により契約が締結できない場合は、次順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が17点未満、ヒアリング審査の合計点が4点未満、書類審査（提案内容）の評価17項目のうち3項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 91点

①技術力評価 68点		②信頼性・社会性 8点	② 価格点 15点
実績	企画提案・ヒアリング		
5点	63点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積金額} / 750,000 \text{円 (予定価格)})$

1.1 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

1.2 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

1.3 問い合わせ先

中野区地域支えあい推進部地域包括ケア推進課介護予防推進係（区役所3階3番窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話番号 03-3228-8949（直通）

電子メールアドレス kaigoyobou@city.tokyo-nakano.lg.jp